

～ 各種手続きのご案内 ～

土地改良区の適切な事務運営と円滑な事業推進のため、次の事があった場合は必ず届け出をお願いいたします。

○ 田を取得または喪失したとき、組合員の名義や住所などを変更するとき

土地改良区の地区内の土地について売買や貸し借りなどにより権利の移動があった場合は届け出をお願いいたします。
[土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務]

< 准組合員制度 >

当土地改良区では、改正土地改良法に基づく准組合員制度を令和3年度より導入しております。
土地改良法に基づく組合員は、その土地についての耕作者であり、土地改良区の賦課金は組合員に対して賦課されます。
[土地改良法第3条 土地改良事業に参加する資格]
[土地改良法第11条 組合員]
[土地改良法第36条 経費の賦課]

土地の所有者が賦課金を納入するためには、「准組合員の加入申し込み」と「賦課金等の分担の申し出」が必要となります。手続きが行われない場合には、組合員（耕作者）に賦課金が賦課されることとなりますのでご注意ください。
[土地改良法第15条2 准組合員等たる資格]

< 権利義務の承継 >

賦課金の未納がある土地の権利を取得（所有権移転、利用権設定・解約等）した場合は、土地改良法により権利を取得した資格者に未納賦課金の納入義務が生じます。
競売において土地を取得した場合も同様です。
トラブル防止のためにも事前にご確認をお願いいたします。
[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

○ 農地転用するとき、地区除外をするとき

農地転用等により田を土地改良区の地区内から除外するためには、土地改良区への手続きと決済金の納入が必要です。手続きを怠った場合、土地改良区の台帳から除外されず次年度以降も賦課金が賦課されることとなりますので、ご注意下さい。
[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

- ※ 農業振興地域内の農用地の転用は出来ません。
- ※ 休耕田や転作田は水田への復旧が見込まれる事などから地区除外の対象とはなりません。

○ 事業償還金の繰上償還をしたいとき

圃場整備等の事業負担金（償還金）について一括償還を行うためには、繰上償還の申請が必要です。詳細につきましてはご相談下さい。
尚、繰上償還金のお支払いは口座振替が出来ませんのでご注意ください。

○ 水路などを使用したいとき

< 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です >

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路などで利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。
また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合にも届け出が必要となります。届け出がない場合、納入通知書が発行されますのでご注意ください。

豊沢ダム通行規制のお知らせ

今年度の秋より、国営事業による豊沢ダム洪水吐ゲートの更新工事が始まります。
工事に当たっては、仮設橋梁の設置などでダム天端道路※豊沢ダム堰堤（県道12号花巻大曲線）が、以下のとおり通行規制されます。
皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

●今年度通行規制期間

- (1) 令和4年10月3日～10月31日は**全面通行止め（日曜・祝日含む）**
- (2) 令和4年11月1日～11月中旬までは**時間帯通行止め（日曜・祝日を除く）**
通行止めの時間帯 8：30～12：00
13：00～17：00
- (3) 令和4年11月中旬からは、県道12号花巻大曲線の冬期通行止め期間となるため**全面通行止め**（積雪、天候状況により変更となる場合があります。※詳細については、花巻土木センターまでご確認ください）

通行規制	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全面通行止め	←→							
時間帯通行止め		↔						
全面通行止め			←-----→					

賦課金の納入について

令和4年度経常賦課金第2期 及び令和4年度借入金償還特別賦課金の**口座振替日**並びに**納期限**は、**令和4年10月31日**です。
口座振替の方は、**前日までに残高の確認**をお願いします。
※振替日当日の登録口座への入金、振替出来ない場合がありますので、
ご注意をお願いします。
現金納付の方は、**納期限内の納入**にご協力をお願いします。

納付場所及び納付取扱い金融機関

	納期限内	納期限を過ぎた場合
納付場所	・当土地改良区 ・花巻農業協同組合 各本支店 ・岩手銀行 各本支店 ・花巻信用金庫 各本支店	・当土地改良区 ・花巻農業協同組合 各本支店

※ 納付場所以外の金融機関で賦課金を納入する場合には、指定口座への振り込みをお願いします。尚、振込手数料は、振込依頼人負担となりますのでご注意ください。
※ お振り込みの場合の振込人名は組合員名でお願いします。



賦課金の納付には、便利な口座振替をおすすめしております。
お手続きは、当土地改良区までお申し出ください。